

## みやぎ文化芸術活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の自粛を余儀なくされた本県の文化芸術活動の再開・継続を支援するとともに、県民が在宅で文化芸術に触れられる機会を提供するため、プロの芸術家等がWeb上で公開する動画作品の制作に要する経費について、その実施主体に対し、予算の範囲内において、みやぎ文化芸術活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、補助金の交付対象となる「プロの芸術家等」（以下、「補助対象者」という。）とは、以下の要件を全て満たす者をいう。

1 以下の領域で活動していること

#### イ 職業・職

音楽家、俳優、舞踊・舞踏家、美術家、カメラマン、伝統芸能実演家、演出家、脚本家、舞台監督、照明家、音響家、舞台美術家、制作者、キュレーター、メイクアップアーティスト、舞台衣装家、その他アートワーク、クリエイションに関わるプロフェッショナル

#### ロ 活動領域

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能、複合（核となる分野を特定できない芸術活動）等

2 新型コロナウイルス感染症流行以前（令和2年2月1日）から継続して、プロフェッショナル（不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者）として文化芸術活動を行っていること。

3 宮城県内居住者又は宮城県内を主な活動拠点にしていること（自身に関わる公演・展示等の活動の過半が宮城県内で行なわれていること。）。

### (補助金の交付対象等)

第3 補助対象者、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の対象期間)

第4 補助金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日若しくは交付の決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までとする。

### (補助金の交付申請)

第5 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、みやぎ文化芸術活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」という。）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第12条に規定する実績報告書は、前項の申請書と兼用する。

3 次の各号のいずれかに該当する補助対象者は、申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（補助金の交付決定等）

第6 知事は、第5に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定と併せて補助金の額を確定し、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第7 補助対象者は、額の確定後、速やかにみやぎ文化芸術活動支援事業補助金交付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返納）

第8 知事は、補助対象者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

（書類の提出部数）

第9 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

補助対象者	補助金の額
プロの芸術家等 (個人又は10名以内のグループ)	定額 1人当たり10万円（活動実績を十分に示すことができない場合は5万円）